

(イ) 特別障害者手当等について

① 適正な障害程度の認定

障害程度については、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」（昭和60年12月28日社更第162号厚生省社会局長通知）の別紙「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準」を踏まえ、適切な認定を行うよう指導されたい。

② 適正な所得審査

所得額の把握については、税務担当部署との緊密な連携等によりの確に所得審査を行うよう指導されたい。

③ 現況調査等の徹底

受給資格について、社会福祉施設等への入所の有無、3か月を超える入院の状況、死亡等を的確に把握するため、市町村、福祉事務所等の関係機関と連絡を密にして、十分な調査確認が行われるよう指導するとともに、受給資格者の資格喪失に係る届出義務についても、周知徹底を図るよう指導されたい。

(4) 精神病院に対する指導監査について

精神病院に対する指導監査については、平成10年3月3日各都道府県知事・各政令市長あて4部局長連名通知「精神病院に対する指導監督の徹底について」等に基づき実施しているところであるが、今年度厚生労働省が行った精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）関係行政事務指導監査において精神病院を実地検証した結果、一部の精神病院について、法律上の諸手続や身体拘束等の重要事項についての指導が徹底されていない事例等があり、また、指導後の改善も十分でない状況が見受けられたので、関係部局と連携の強化を図るとともに、指導方法に創意工夫を凝らし、適正かつ効果的な指導監査に努められたい。

## 2 平成17年度厚生労働省障害保健福祉行政事務指導監査実施計画等について

### (1) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査について

平成17年度都道府県に対して行う特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査の実施計画については、別紙1のとおりであるので、ご了知願いたい。

### (2) 精神保健福祉法関係行政事務指導監査について

平成17年度の精神保健福祉法関係行政事務指導監査の実施計画については、次のとおり重点事項を定め、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律及び結核予防法等関係行政事務指導監査と併せ、別紙2の実施計画により実施することとしているので、特段のご協力をお願いする。

また、当該指導監査の際には、平成17年度においても、精神病院入院者の適正な医療及保護を図るため、引き続き、各都道府県・指定都市において実施されている精神病院に対する実地指導の検証を行うこととしているので、関係部局との連携を密にし、指導監査を円滑に行うことができるよう特段の配慮をお願いする。

#### (指導監査重点事項)

- ア 指定病院及び応急入院指定病院の指定基準の遵守状況
- イ 精神病院の実地指導及び実地審査状況
- ウ 措置入院及び医療保護入院に係る事務処理状況
- エ 精神医療審査会における退院請求・処遇改善請求の処理状況（処理期間等）
- オ 精神医療費の公費負担事務処理状況（公費負担の承認内容、連名簿等の審査点検等）
- カ 社会復帰施設の設置促進及び指導監査の状況
- キ 精神病院に対する実地指導等の検証

## 3 その他

平成16年度障害福祉施設等に係る指導監査の実施状況及び指定居宅支援事業者等の指導実施状況については、別途通知するので提出方お願いする。

## 平成17年度 障害福祉関係(特別児童扶養手当等) 指導監査実施計画(案)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実施計画 (案)		和歌山県	奈良県	千葉県		山形県	岡山県	佐賀県	京都府	東京都	高知県	
		長野県	滋賀県	富山県		鳥取県	長崎県	三重県	埼玉県	広島県	大阪府	
				宮崎県		山梨県		福井県	大分県	徳島県	兵庫県	
		(2)	(2)	(3)		(3)	(2)	(3)	(3)	(3)	(3)	

(注) 上記の予定は、都合により変更することもありうる。

平成17年度公衆衛生関係行政事務導監査実施計画  
(精神保健福祉法関係)

実施計画	都道府県・指定都市	備考
各都道府県・市ごと実施日を定め通知	(都道府県) [24]	(注)
	北海道 青森県 岩手県 秋田県	対象都道府県・市については、都合により変更することがある。
	山形県 福島県 栃木県 千葉県	
	新潟県 富山県 石川県 福井県	
	山梨県 三重県 京都府 広島県	
	山口県 徳島県 愛媛県 高知県	
	熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県	
	(指定都市) [6]	
	仙台市 千葉市 川崎市 名古屋市	
	京都市 福岡市	
[合計 30]		

※ 平成16年度の対象都道府県・市については、指導監査の結果を踏まえ、平成17年度において追加して実施する場合がある。

資料編

<企画課>

## 重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）

- 新障害者基本計画（平成15年度から24年度までの10年間）に沿って、その前期5年間（平成15年度から19年度まで）において重点的に実施する施策及び達成目標を定め、これに基づき、障害者福祉サービスの基盤整備を図る。

### ・ホームヘルプサービス、デイサービスなど在宅サービスの推進

区 分	平成15年度予算	平成16年度予算	平成17年度予算案	平成19年度 (新障害者プラン目標)
訪問介護員（ホームヘルパー）	約 51,560人	約 55,230人	約 91,200人	約 60,000人
短期入所生活介護（ショートステイ）	約 4,920人分	約 5,060人分	約 5,220人分	約 5,600人分
日帰り介護施設（デイサービスセンター）	約 1,230か所	約 1,300か所	約 1,380か所	約 1,600か所
障害児通園（デイサービス）事業	約 9,710人分	約 10,000人分	約 10,330人分	約 11,000人分
重症心身障害児（者）通園事業	約 230か所	約 240か所	約 250か所	約 280か所
精神障害者地域生活支援センター	約 410か所	約 430か所	約 440か所	約 470か所

### ・グループホームや通所授産施設などの住まいや働く場または活動の場の確保

区 分	平成15年度予算	平成16年度予算	平成17年度予算案	平成19年度 (新障害者プラン目標)
地域生活援助事業（グループホーム）	約 19,920人分	約 23,600人分	約 30,710人分	約 30,400人分
福祉ホーム	約 3,910人分	約 4,240人分	約 4,560人分	約 5,200人分
通所授産施設	約 68,240人分	約 69,590人分	約 70,950人分	約 73,700人分
精神障害者生活訓練施設（援護寮）	約 5,700人分	約 5,960人分	約 6,220人分	約 6,700人分

資料編

**<企画課国立施設管理室>**

# 1 国立更生援護施設の概要

施設名	所在地	事業内容等	
国立身体障害者リハビリテーションセンター (更生訓練所・病院・研究所・学院)  TEL 04-2995-3100 FAX 04-2995-3102	埼玉県 所沢市	ア 一般リハビリテーション課程 肢体不自由、聴覚言語障害、視覚障害等 定員 330名  イ 理療教育課程 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師の養成のための教育訓練の実施 ・高卒3年課程 定員 135名(45名) ・中卒5年課程 定員 75名(15名) ※ ( ) は各年度の募集人員  ウ 生活訓練課程 中途失明者に対し、社会生活に適応させるために必要な歩行訓練、コミュニケーション訓練等の生活訓練の実施 定員 40名	
国立 立 光 明 寮	国立函館視力障害センター TEL 0138-59-2751 FAX 0138-59-4383  国立塩原視力障害センター TEL 0287-32-2934 FAX 0287-32-2941  国立神戸視力障害センター TEL 078-923-4670 FAX 078-928-4122  国立福岡視力障害センター TEL 092-806-1361 FAX 092-806-1365	北海道 函館市  栃木県 那須塩原市  兵庫県 神戸市  福岡県 福岡市	ア 理療教育課程 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師の養成のための教育訓練の実施 ・高卒3年課程 定員 各センター90名(30名) ・中卒5年課程 定員 各センター75名(15名) ※ ( ) は各年度の募集人員  イ 生活訓練課程 中途失明者に対し、社会生活に適応させるために必要な歩行訓練、コミュニケーション訓練等の生活訓練の実施 定員 各センター20名
国立 保 養 所	国立伊東重度障害者センター TEL 0557-37-1308 FAX 0557-36-0571  国立別府重度障害者センター TEL 0977-21-0181 FAX 0977-21-2794	静岡県 伊東市  大分県 別府市	重度の肢体不自由者に対し以下の訓練を実施 ・理学療法・作業療法等の医学的リハビリテーションの実施 ・職能訓練 ・心理判定、ケースワーク等の心理的・社会的リハビリテーションの実施 定員 各センター100名
害国 児立 施知 設的 障	国立秩父学園 TEL 042-992-2839 FAX 042-995-2253	埼玉県 所沢市	知的障害の程度が著しい児童または視覚等に障害のある知的障害児に対する保護・指導の実施  定員 125名



(参考) 国立更生援護施設ホームページアドレス一覧

施設名	ホームページアドレス
国立身体障害者リハビリテーションセンター	<a href="http://www.rehab.go.jp/">http://www.rehab.go.jp/</a>
国立函館視力障害センター	<a href="http://www.hakodate-nhb.go.jp/">http://www.hakodate-nhb.go.jp/</a>
国立塩原視力障害センター	<a href="http://www.shiobara-nhb.go.jp/">http://www.shiobara-nhb.go.jp/</a>
国立神戸視力障害センター	<a href="http://www.kobe-nhb.go.jp/">http://www.kobe-nhb.go.jp/</a>
国立福岡視力障害センター	<a href="http://www.fukuoka-nhb.go.jp/">http://www.fukuoka-nhb.go.jp/</a>
国立伊東重度障害者センター	<a href="http://www.ito-nrh.go.jp/">http://www.ito-nrh.go.jp/</a>
国立別府重度障害者センター	<a href="http://www.beppu-nrh.go.jp/">http://www.beppu-nrh.go.jp/</a>
国立秩父学園	<a href="http://www.chichibu-gakuen.go.jp/">http://www.chichibu-gakuen.go.jp/</a>

## 2 高次脳機能障害支援モデル事業 [概念図]

13～15年度

16～17年度 (予定)

18年度以降

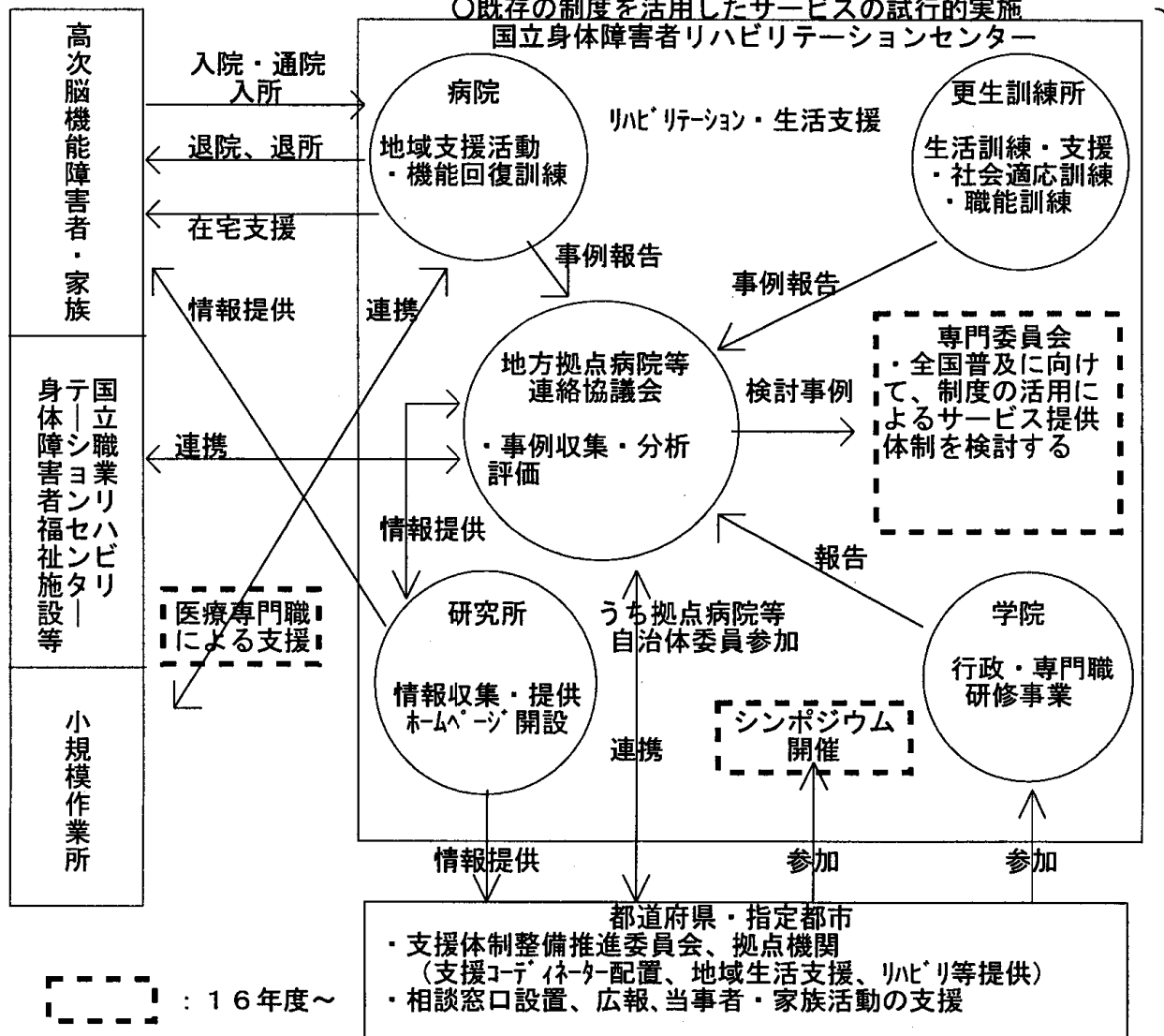
○サービスの試行的実施

事例収集・分析

「診断基準」  
「訓練プログラム」  
「支援プログラム」  
の提示

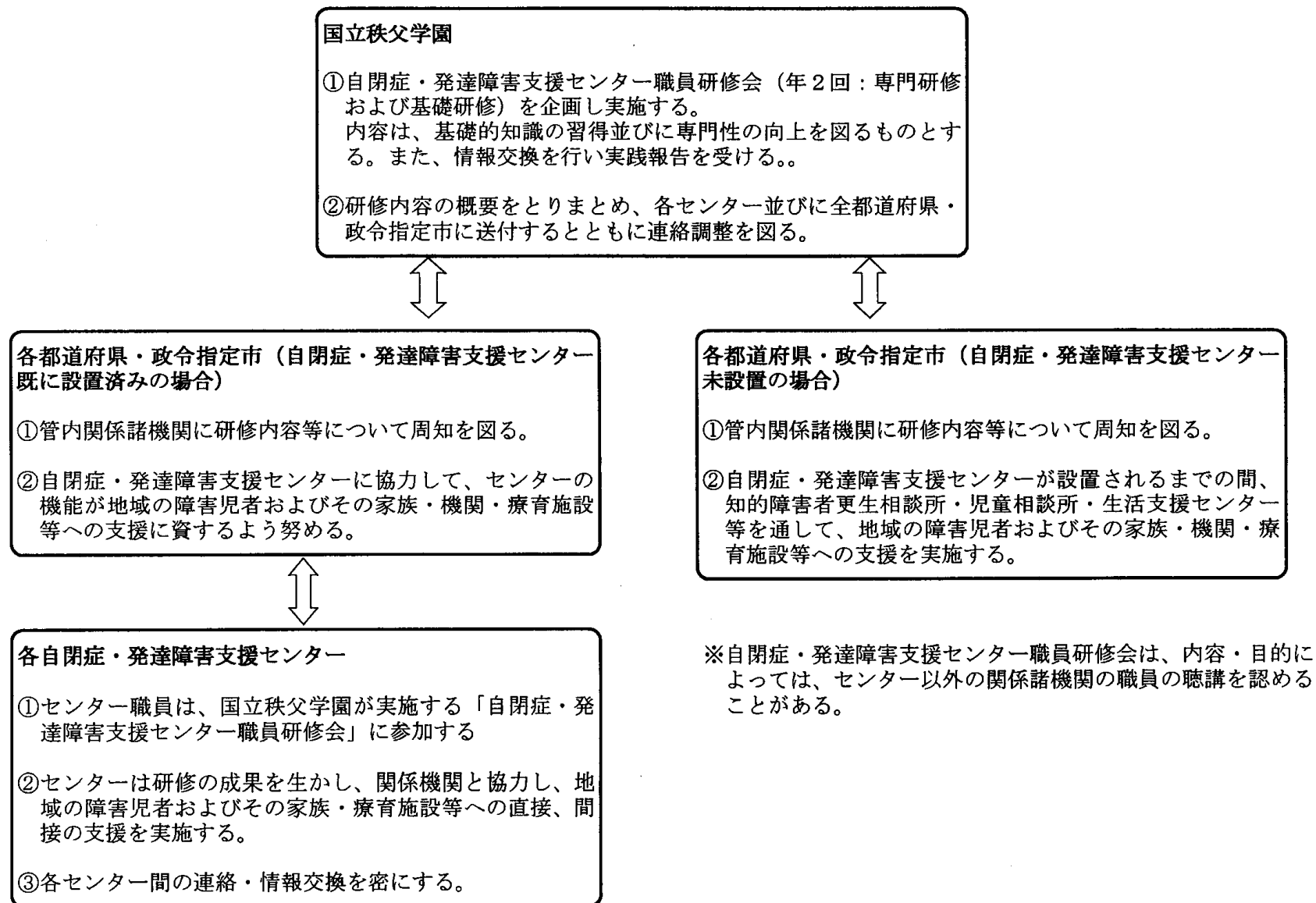
○既存の制度を活用したサービスの試行的実施  
国立身体障害者リハビリテーションセンター

○全国で各種制度を活用して、確立された支援プログラムを実施

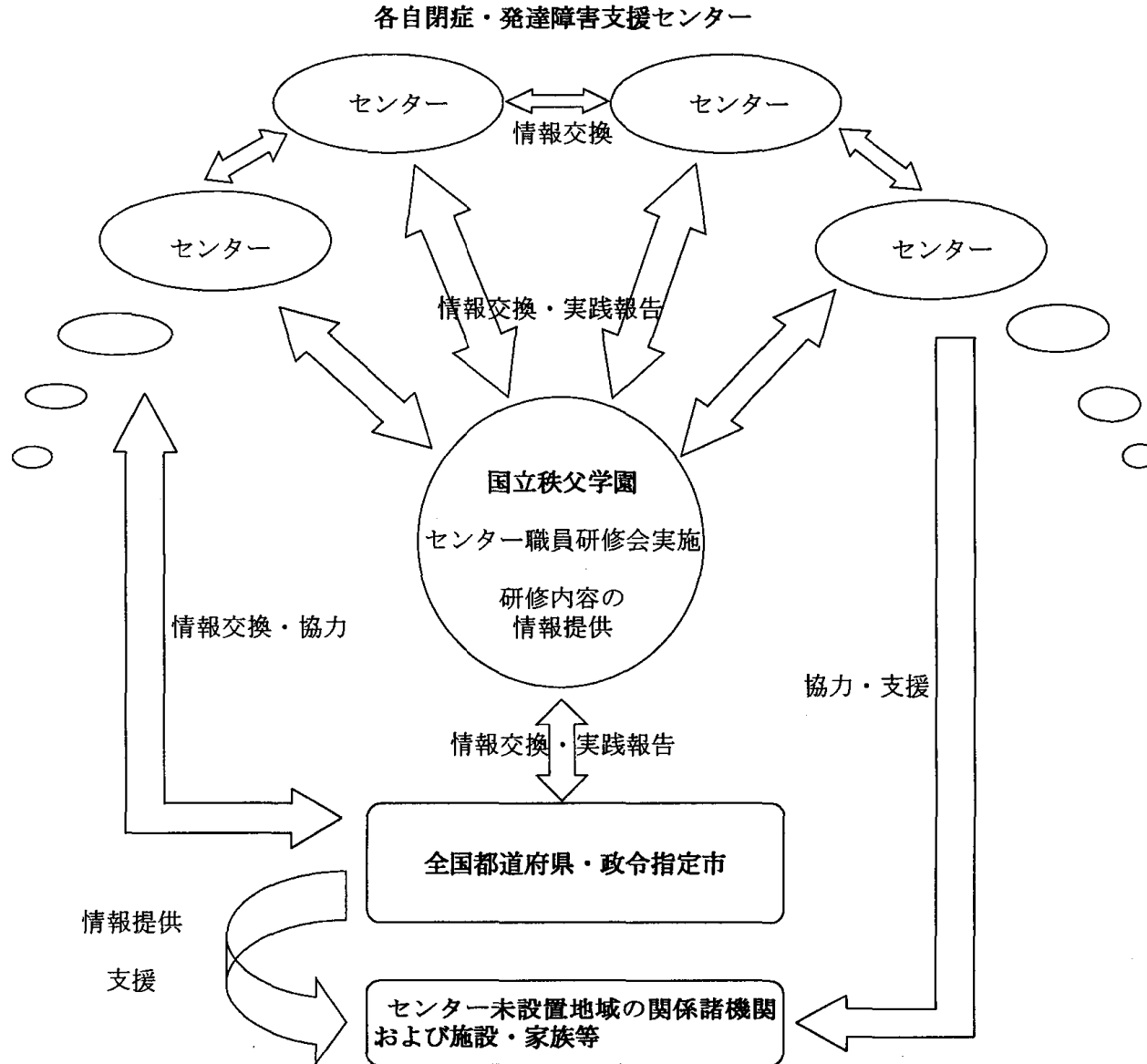


高次脳機能障害者・家族活動の支援

### 3 自閉症・発達障害支援センターネットワーク概要



(参考) 自閉症・発達障害支援センターネットワーク〔概念図〕



#### 4 平成17年度 国立身体障害者リハビリテーションセンター学院における研修実施計画

研修会名	目的	受講資格	研修期間	日数	定員
補聴器適合判定医師研修会	聴覚障害者の補聴器適合判定に従事する医師の研修を行い、判定技術の向上を図るとともに医学的リハビリテーションを推進することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設、病院等において、補聴器適合判定に従事する耳鼻咽喉科医師。	【第1回】 7月11日(月)～7月15日(金) 【第2回】 1月16日(月)～1月20日(金)	5日 5日	76名 76名
音声言語機能等判定医師研修会	脳卒中等による疾病や先天性が原因で、音声・言語・そしゃく機能障害をもつ身体障害者の判定に必要な研修を行い、判定技術の向上を図るとともに医学的リハビリテーションを推進することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設、病院等において、音声・言語・そしゃく機能障害の判定に従事する耳鼻咽喉科医師。	9月12日(月)～9月16日(金)	5日	30名
義肢装具等適合判定医師研修会	身体障害者の義肢装具等適合判定に従事する医師の研修を行い、義肢装具等適合判定技術の向上を図るとともに医学的リハビリテーションを推進することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設、病院等において、義肢装具等の適合判定に従事する医師。	【第1回】 12月5日(月)～12月9日(金) 【第2回】 3月13日(月)～3月17日(金)	5日 5日	100名 100名
視覚障害者用補装具判定医師研修会	視覚障害者用補装具適合判定に従事する医師の研修を行い、判定技術の向上を図るとともに医学的リハビリテーションを推進することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設、病院等において、視覚障害者の補助具の適合判定に従事する眼科医師。	12月12日(月)～12月16日(金)	5日	20名

研 修 会 名	目 的	受 講 資 格	研 修 期 間	日 数	定 員
15条指定医師研修会	各都道府県・指定都市・中核市が、身体障害者福祉法の規定に基づき行う身体障害者手帳の交付事務において、国が示す身体障害認定基準(ガイドライン)に基づいて公平、適正な障害認定事務を運用できるよう、身障法第15条に規定する医師に対し、身体障害者認定基準等の必要な知識等を習得させることを目的とする。	①都道府県等が設置する身体障害者更生相談所に勤務(嘱託医を含む)する医師 ②都道府県等が身障法第15条の規定に基づき指定した医師で、都道府県・指定都市・中核市民生主管部(局)長の推薦する者。	2月9日(木)～2月10日(金)	2日	60名
更生相談所長等研修会	更生相談所の所長等に対して、地域リハビリテーション、利用者処遇、福祉機器の活用等により、更生相談所の役割機能が十分に果たせるための医学的な意見交換等を含めた研修を実施し、更生相談所業務の円滑な推進に寄与することを目的とする。	身体障害者更生相談所長及び身体障害者更生相談所長の推薦する更生相談所に勤務する職員。	11月10日(木)～11月11日(金) (予定)	2日	50名
義肢装具士研修会	義肢装具の製作、適合評価等に関わる専門職員に対して座位保持装置の専門的知識及び技術を習得させることを目的とする。	義肢装具士養成校、リハビリテーション病院等において、義肢装具に携わる者で、所属長の推薦する者。	11月16日(水)～11月18日(金)	3日	20名
作業療法士研修会	身体障害者のリハビリテーションに従事する作業療法士を対象として、実務に必要な専門的知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図ることにより適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	身体障害者更生援護施設、肢体不自由児施設、病院等において、現に作業療法に従事している者で、免許を有し、所属長の推薦する者。	10月5日(水)～10月7日(金)	3日	20名

研 修 会 名	目 的	受 講 資 格	研 修 期 間	日 数	定 員
理学療法士研修会	身体障害者のリハビリテーションに従事する理学療法士を対象として、実務に必要な専門的知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図ることにより適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	身体障害者更生援護施設、肢体不自由児施設、病院等において、現に理学療法に従事している者で、免許を有し、所属長の推薦する者。	11月14日(月)～11月15日(火)	2日	20名
リハビリテーション心理職研修会(基礎)	身体障害者の心理専門職業務に従事しリハ領域の経験の浅い職員を対象として、心理専門職に関する基礎的知識及び技術の研修を行い、その資質の向上を図り、適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	都道府県・指定都市・中核市、身体障害者更生援護施設、リハビリテーション病院等において、現に心理専門職の業務に従事している者で所属長の推薦する者。	5月23日(月)～5月27日(金)	5日	20名
リハビリテーション心理職研修会(応用)	身体障害者の心理専門職業務に従事する者を対象として、実務に必要な専門知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図り、適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	都道府県・指定都市・中核市、身体障害者更生援護施設、リハビリテーション病院等において、現に心理専門職の業務に従事している者で所属長の推薦する者。	9月26日(月)～9月30日(金)	5日	20名
手話通訳指導者研修会	聴覚障害者の更生援護業務に従事しようとする者に、手話についての専門的知識と実技を習得させることにより、聴覚障害者の福祉の向上に寄与することを目的とする	①身体障害者更生相談所、福祉事務所、身体障害者更生援護施設等において、現に聴覚障害者に対する援護業務に従事している者または手話通訳業務に従事している者 ②手話による日常会話が可能な者であって、概ね2年以上の経験がある者で、当該都道府県・指定都市・中核市民生主管部(局)長の推薦する者。	休 止		20名